

## 千葉地方裁判所委員会（第50回）議事概要

千葉地方裁判所委員会

### 1 開催日時

令和5年2月13日午後1時15分から午後3時30分まで

### 2 開催場所

千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

### 3 出席者

#### 【委員】

大久保健司、岡部豪、小野瀬厚（委員長）、亀山隆弘、國廣明美、後藤弘子、坂本誠、龍野一郎、中村さとみ、福永修久、宮嶋康明、安井恵津子、山下政嗣

#### 【説明担当者】

千葉地方裁判所刑事第2部裁判官（部総括） 松本圭史

#### 【事務局】

千葉地方裁判所民事首席書記官、同刑事首席書記官、同事務局総務課長、同事務局総務課課長補佐

### 4 議事等

#### (1) 委員の紹介

小野瀬委員長から、任命後初めての出席となる後藤委員及び山下委員が紹介された。

#### (2) 委員挨拶

委員就任に当たり、後藤委員及び山下委員から挨拶があった。

#### (3) 事務局からの報告

三吉総務課長から、前々回テーマの「裁判所におけるIT化の現状について

て」、前回テーマの「調停制度発足100周年」について、それぞれその後の取組等について報告があった。

(4) 説明担当者による説明

松本裁判官により犯罪被害者保護制度とその運用について説明が行われた後、法廷に移動して遮へい及びビデオリンクシステムの実演見学が行われた。

(5) 意見交換

(発言者：◎委員長、○委員、◇説明担当者、□事務局)

◎ 今回の千葉地方裁判所委員会では、「刑事裁判における犯罪被害者への配慮について」というテーマに関して意見交換を行っていききたい。

犯罪被害者保護制度とその運用について御説明させていただいたが、御質問等があれば伺いたい。

○ どのような事件において構外ビデオリンクの証人尋問が行われているのか。その際に構内ビデオリンクでのやり方と勝手が違ったり、問題になることがあるのか。

また、被害者特定事項の秘匿に関して、親族間の事件や教職員によるいせつ関係・性犯罪関係の事件において、被告人の名前を明らかにしない、法廷でも呼ばないという場合は、刑訴法290条の2の対応として行われているのか。そういった被害者の名前を明らかにしないといった対応を超えて、被害者特定事項に配慮するといった場合においては、どの条文を適用して配慮が行われているのかを伺いたい。

○ 構外ビデオリンクの事例については、ここ二、三年は感染症の関係で県外在住の証人を千葉地裁に呼ぶのが難しい時期があり、在住地域の裁判所に行っていただいて、その裁判所と千葉地裁を結んで構外ビデオリンクを実施した事例がある。構外ビデオリンクと構内ビデオリンクの違いについては、構内ビデオリンクであれば、法廷の確保、同伴する職員の確保及び証人のための別室の確保なども同じ庁内で完結するのに対し、構外ビデオリンクの場合

は他の庁にその負担をお願いすることとなるため、構外ビデオリンクは調整要素が多いといった点が違いとなる。

被害者特定事項について、被告人の名前を明らかにすると同じ家族である被害者の名前も分かってしまう、あるいは教員の名前を明らかにするとその教員が勤めている学校も分かってしまうという場合において、被告人の名前を秘匿するという必要は必要な範囲で現在も行っており、これも法律の範囲内というふうに解釈されている。

- 被害者保護のための諸制度は、どの段階で被害者の方々に周知されるのか。また、ビデオリンクを急に請求するといったような場合に、実際対応してもらえるのかどうか伺いたい。
- 起訴は検察庁が行い、証人尋問の請求も基本的には検察官がするため、ビデオリンクのシステムや遮へい措置の手續についても、検察官が検討の上、被害者の意向を裁判所に申し出て、決定が出されたら検察官から証人の立場の方に説明を行っている。
- 被害者参加制度を利用する場合、被害者参加弁護士を選任することができる。この被害者参加弁護士は、費用を払うことができない方は国選で付けることができ、被害者のために代理人として適切な助言や意向確認などを行ってくれる。被害者の証人尋問を行う場合、まず法廷に出てこられないかということを経験所としては求めることが多い。それが駄目なら遮へいの措置、遮へいの措置でも駄目ならビデオリンクと、どこまでならば証人が許容できるかというのは、検察官と被害者参加弁護士の意見を聞きながら予測を立てている。被害者の状況などは、検察官と被害者参加弁護士が多重にバックアップしているので、法廷において予想外の展開になるということは余りない。
- 付添いや遮へいの措置といった制度利用について、制度開始から現在まで利用件数は増えてきているのかどうか伺いたい。

また、社会的には感染症のまん延によりリモートでの会議などが増えてき

ているが、証人が自宅や職場でやってほしいといった場合、構外ビデオリンクの制度で実施できるのか。それともそういうことも含めてこれから考えていくということなのか、伺いたい。

◇ 昨年以前の統計は手元にないため申し上げかねるが、実感として申し上げると、昨年もビデオリンク等の諸制度は相当数措置が取られているところ、以前からこのような傾向であったという印象である。他方で、刑事和解については昨年度の件数は0であるが、以前にはそれなりの件数の利用があったと思うので、これは減少傾向にあるという印象である。個人的な推測だが、刑事和解制度ができた後、損害賠償命令の制度ができたため、別の制度で対応がなされているという関係もあるのではと思う。また、被害者参加制度については、以前からかなりの数の利用があったが、それは現在も変わっていないと感じている。

○ 刑事事件全体が減少傾向にあるため、被害者の数自体も減っており、制度利用も減っているということはあるかもしれない。統計については、最高裁判所が出しているので、最高裁判所のウェブサイトを参照するとわかると思う。

○ 被害者保護のための措置は一度にできたわけではなく、徐々に整備されてきたものであり、それぞれの制度について歴史の長さが異なるものとなっている。そのため、新しい制度だとまだ普及していないということもあるし、逆に新しい制度の方が利用しやすいものである場合には、古い制度は利用されなくなるということもある。

また、刑事事件全体が減少傾向にあるというのはご指摘のとおりであるが、それに加えて、被害者保護の措置が取られる対象犯罪についても同傾向にあるかどうかは、把握していない。

◎ リモートでの証人尋問については、現在の制度では自宅や職場からというのはできないところ、そういったことが今後可能になるのかどうかも含めて

刑事裁判のデジタル化の議論が始まったばかりであり、まだ申し上げる段階にはないというところである。

- 先ほど、証人に対しては検察庁から色々と情報提供がなされるという話があったが、一般の犯罪被害者あるいはその家族に対しては、どうやってそれらの情報提供はなされるのか。
- 検察庁では、被害者の方やその家族の方に対して、起訴から公判の証人尋問までの間に、損害賠償の制度なども含めて説明を行っている。
- 実際に今まで同種余罪の被害者から閲覧謄写請求の事例があったということがあれば、それはどのようなものだったか、差し支えのない範囲で教えていただきたい。それから、そもそも同種余罪の被害者だということをどの程度疎明したらよいのか。裁判所には不起訴であれば記録は来ていないはずなので、同種余罪の被害者だという人が言うことをそのまま信じて簡単に閲覧謄写を許可してしまうものなのかどうか伺いたい。

また、刑事事件であれば、被害者の方の出入口について配慮をしているという話があったが、被害者が民事訴訟を起こすときもそのような配慮というのを裁判所でしてもらえるのかどうか、実際にそういう事例があるのかどうか伺いたい。

- ◇ 同種余罪の被害者等からの閲覧謄写請求について、去年はそもそも申出がなかったため、資料では件数0となっているが、数年前に千葉地裁において事例があったと記憶している。事例としては、組織的な詐欺事犯における同種の手口による詐欺の被害者からの請求であったと思う。疎明の点については、検察官や弁護人の意見を聞いて判断するということになるが、特に検察官にこの人は本当に同種余罪の被害者に該当するのかというところも含めて確認の上、意見を聞くことによって、適切な判断はできると考えている。

- ◎ 民事訴訟法においても付添いや遮へいといった同様の規定があるところ、

その運用として、具体的な事案に応じて色々配慮してもらえるのかどうかといった点についてはいかがか。

- 民事訴訟においても、被害者の安全確保のために必要があると認める場合には、出入口を通行する時間をずらすなどの配慮を行っている。
- 出入口において鉢合わせの可能性が高いとか、そこを通るのに不都合があるという情報が裁判部の方からあった場合、別の出入口を通行するという措置を取ることがある。その場合においても、所持品検査には御協力をいただいている。
- 遮へい等の措置に関して、対象犯罪が限られているという話があったが、ある程度ケースが決められているという理解でいいのか。配布された資料だと遮へい措置の件数として64件と記載があるが、これは母数が大きくて、一部しか措置が取られていないということなのか。

また、被害者保護のための制度が歴史的に積み上げられてきて、充実してきているという話だと思うが、最終形ではないと思う。何か課題や問題意識があれば伺いたい。

- 対象犯罪については、刑事訴訟法に定められており、その定めに従うこととなるが、必ずしもその通りでなければならないということではなく、それに準ずるような事情があればいいことになっているので、柔軟に対応をしている。

また、課題の点に関しては、刑事裁判のデジタル化の話があったが、その関係で被害者関係をどうデジタル化していくのかといった点が議論されているところである。

- 裁判のデジタル化の一環の中で、例えばメタバース空間の活用など、そういうものの可能性もあるのかどうか、検討がされているのかどうかを伺いたい。

また、遮へいの措置に関して、衝立を立てるとというのが全国の裁判所でス

スタンダードなやり方なのか。外の方法もあるのかどうかを伺いたい。

- 刑事裁判のデジタル化は、ちょうど議論が始まったところであり、本当にまだ何も決まっていないという状況であるので、今後どうなっていくのか、議論の方向を見定めたいと考えている。

遮への措置やビデオリンクについては、先ほど実演したものが他の庁でもスタンダードなやり方だと承知している。

- 実演では、職員が衝立を設置したり、位置を調整したりしていたが、例えば新しい裁判所を作るときに、ロールカーテンのようなものが電動で下りてくるとか、そういった施設面で検討されていることはあるのか伺いたい。
- ◎ 具体的にそういった設備の設置を検討しているという話は聞いてはいない。やはり現状は衝立方式というのが一番主流なのではないかと思う。
- 被害者保護のための制度について、今日初めて知った。こういった制度があるということについて、裁判所から一般社会に広報などはされているのか。
- 法務省が作成したパンフレットを預かり、各地の裁判所で配布するなどの取組を行っている。
- 昨今、若年者が犯罪の被害者となったり、逆に加害者となったりする機会が多いように聞くが、そうしたときに若年者に求められる責任や意識をどう植えつけたらいいのか。そういうことをどう取り組めばいいのか、何か教えていただけることがあれば伺いたい。
- 消費生活センターには、マスコミで取り上げられるより、かなり前にそういった世の中の動きについて情報が入ってくる。若年者が関わる犯罪もあるし、犯罪まがいの詐欺というのもたくさんある。若年層や経験のない人を狙った悪質業者というのが多く、そういう被害から救うための法律、消費者法、特定商取引法という業者を取り締まる法律を活用して、うっかりしてしまった契約を解除できたり、中途解約できたりする。エステだとか学習塾、語学教室、結婚相談所といった継続的役務提供とか、あとマルチ、それから業務

提供誘引販売といって仕事の勧誘をして、実際には何も仕事をもらえずお金をたくさん使わせる、そういった悪質な者が若い人を狙っていることがある。そういう被害から救う法律があることについて、知られていない。そういった点について一番詳しいのが消費生活相談員であり、千葉にもあるので、講演とかを依頼してもらえれば無償で来てくれるので、ぜひ活用していただきたい。私も学校に出掛けて行って講義もしたし、千葉市内の民生委員の方全員に集まっていただいたりした。無償で業務の一環としてやるので、そういう専門家の話を聞かれてもいいと思う。今騒がれている広域連続強盗事件とも重なっている部分もあると思うので、お勧めしたい。

- 弁護士会でも犯罪被害に関する委員会というのがあり、犯罪被害者の支援をしている団体と勉強会を行ったりして活動している。裁判所、検察庁とも勉強会みたいなものを定期的に行っているというふうに聞いている。他に私的な団体として、千葉には公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターやNPO法人で千葉性暴力被害支援センターちさと、という機関もある。弁護士会の犯罪被害の委員会は、そのような公私の団体ともいろいろ橋渡しして、勉強会をしたり活動しているので、そのどこかにでも相談があれば、そこを糸口にいろいろなところに、最終的には裁判所にも検察庁にも情報がいくと思う。

(6) 次回委員会期日

次回の委員会は、令和5年9月4日を開催候補日とすることとした。

(7) 次回の意見交換テーマ

次回の意見交換テーマについて、事前提案のあったテーマに対し本委員会において意見がなく、新たな提案もなかったため、過去に委員会で取り上げたテーマの状況等も踏まえて決定し、次回委員会期日までに各委員にお知らせすることとした。

以 上